未来の津市を一緒につくりましょう! 都市計画と協働による都市づくり

問い合わせ 都市政策課 ■229-3181 **229-3336**

津市では、人口減少・少子高齢化が進む中、人口 規模に合ったまとまりのある市街地の形成や、都市 機能が集積した生活利便性の高い都市の実現に向 け、昨年3月に策定した津市都市マスタープラン・津 市立地適正化計画の下、まちづくりを進めています。

市民の皆さんも、まちづくりの担い手として、ぜひ都 市計画に関心を持ち、理解を深めてください。

また、都市計画・都市計画制度について興味のあ る人や活用をお考えの人は、都市政策課まで気軽に ご相談ください。

都市計画とは・・

都市計画とは、都市づくりのためのルールを定め た上で、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、 住民の皆さんが安心して住み、快適に暮らせるよう に、土地利用や都市施設(道路・公園等)などを一体 的に計画するものです。

都市計画は大きく分けて、①区域区分 ②地域 地区 ③都市施設・市街地開発事業 ④地区計画の 4 つを合わせて作られます。津市における都市計画 は、「津市都市マスタープラン」に基づいて計画され ています。

7 区域区分

優先的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑える「市街化調 整区域 に分けられる。

2 地域地区

用途の混在を防ぐため、その地に適した土地利用を図るために定 められる。住居環境を保護し、商業・工業などの利便を増進するた め、住居・商業・工業エリアなどに配分する「用途地域」などがある。

★都市施設·市街地開発事業

「都市施設」は都市環境を確保する上で必要な道路や公園など、 「市街地開発事業」は土地区画整理などの事業。

4 地区計画

それぞれの地区に応じた都市環境の形成を図ることを目的に、住 民らの意見を反映し、その地区独自のまちづくりのルールを細か く定める「地区レベルの都市計画」。

都市計画区域 市街化区域 市街化 調整区域 商業地域 準工業地域 工業地域 第一種低層住居専用地域 第一種住居地域 市街地再開発事業 土地区画整理事業 都市計画のイメージ

協働によるまちづくり~地区計画編

例えば、用途地域が指定されている地区に、地区独 自のまちづくりのルールである「地区計画」を活用す ると、以下の事柄などを決めることができます。

- 建物の用途、建ペい率などの制限
- 地区施設(生活道路、広場、遊歩道など)の配置
- まち並みのルール(高さ、デザイン、生け垣の設置など) 津市内では、一身田上津部田地区、明神風早地区、 ハーモニータウン地区などが地区計画を定め、良好な 住環境の形成や商業的・文化的な土地利用を目指した まちづくりに努めています。

地区計画で定められる「まちづくりのルール」の例

